

# 介護福祉士修学資金等貸付の手引き

(令和7年度版)

## 【書類の提出先及び問合せ先】

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会  
介護福祉士等修学資金担当  
〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地  
電話：024-523-1256

# 目 次

I	介護福祉士修学資金等貸付の概要	P. 1
II	申請手続き等	P. 3
III	貸付申請の手続き	P. 5
IV	手続きに必要な提出書類	P. 9
V	資料	P. 12
	福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領	P. 13
	様式集	P. 22

## I 介護福祉士修学資金等貸付の概要

### 【修学資金の概要】

- 1 この資金は、福島県における介護福祉士又は社会福祉士の育成・確保を図るため、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく学校、養成施設（以下「養成施設」という。）を卒業後、資格を取得し、福島県内において介護又は相談援助の業務に従事しようとする方に無利子で資金を貸付けます。
- 2 養成施設を卒業後、1年以内に国家資格を取得し、福島県内において介護又は相談援助の業務に従事し、かつ、5年間、引き続き、これらの業務に従事した場合は、貸付けた修学資金の返還を免除します。

### 1 実施主体

実施主体は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会です。

### 2 貸付対象者

貸付対象者は、養成施設に在学し、卒業後、福島県内において介護又は相談援助の業務に従事しようとする方で、次の（1）及び（2）の要件を満たす方です。

- （1）次の①から④のいずれかに該当する方
  - ①県内に住民登録をしている者
  - ②県内の養成施設に修学する者
  - ③県内出身者であって、県外の養成施設に修学する方にあつては、入学の前年度までに県内に1年以上住所を有していた者
  - ④前①から③に限らず、養成施設を卒業後、県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者
- （2）次の①又は②のいずれかに該当する者であつて、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない（日本学生支援機構の奨学金及び日本政策金融公庫の教育支援資金を除く。）方
  - ①学業成績等が優秀と認められる者
  - ②養成施設を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

※ ハローワークの教育訓練給付金（専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練）との併用は可能です。

※ 「高等教育の修学支援新制度」との併用については、次のような取り扱いとなりますので、留意してください。（大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書の添付が必要となります。）

- ① 「授業料等の資金及び入学準備金」に関しては、修学支援新制度による授業料等の減免額を差し引いた後も自己負担が生じる場合、自己負担額の範囲内での貸付が可能です。
- ② 「就職準備金及び国家試験受験対策費」に関しては、貸付が可能です。
- ③ 「生活費加算」に関しては、目的が重複するため、貸付できません。

※ 外国人留学生の場合、成年者で本制度を理解し、申請書類を自署できる方とします。

### 3 貸付期間

貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とします。

#### 4 貸付金の種類及び貸付額

貸付を行う修学資金の種類及び貸付額（上限）は、次のとおりです。

- (1) 授業料等の資金 月額 50,000円以内
- (2) 入学準備金 200,000円以内
- (3) 就職準備金 200,000円以内
- (4) 国家試験受験対策費 40,000円以内
- (5) 生活費加算 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯等に属する方に限り、貸付することができます。

※ 生活費加算は、生活保護費と同時に受給することはできません。加算額は、貸付申請時の年齢・居住地により異なりますが、概ね40,000円程度です。

また、加齢や居住地が変更されても、一旦決定した加算額は変更できません。

#### 5 資金の交付

授業料等の資金は、年2回（4月、9月）に分けて、指定口座に振り込みますが、第1回目の送金は、貸付契約締結後となります。

入学準備金は、第1回目の送金と併せて、また、就職準備金は、卒業年の3月に交付します。また、国家試験受験対策費は、介護福祉士養成施設の卒業年度に交付します。

#### 6 連帯保証人

貸付申請者は、連帯保証人（独立の生計を営む成年者）を立てなければなりません。

貸付申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人となります。

連帯保証人は、貸付申請者が修学資金の返還を求められた場合、連帯して貸付金の返還債務を負担することになりますので、留意してください。

※ 外国人留学生の連帯保証人は、原則として福島県内に住民登録があり、かつ日本国籍を有する方または永住者とします。

なお、外国人留学生に限り、法人保証も可能とします。

#### 7 貸付利子

貸付利子は、無利子です。

なお、貸付金の返還事由に該当し、返還が開始され、定められた期日までに返還されない場合は、返還すべき額に年3パーセントの延滞利子が徴収されます。

#### 8 修学資金の返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に介護福祉士登録又は社会福祉士登録を行い、福島県内の福祉施設等において介護又は相談援助の業務に従事し、かつ、5年間、引き続き、これらの業務に従事したときは、修学資金の返還が免除されます。

なお、貸付条件を満たさない場合は、返還となりますので、留意してください。

※ 過疎地域で勤務した場合又は中高年離職者の場合は、業務従事期間が3年間となります。

※ 平成29年度から令和8年度までに養成施設を卒業した方については、介護福祉士試験に合格しなくても、卒業の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられており、これに該当する方は、返還免除の対象となります。

## II 申請手続き等

修学資金の貸付申請者は、以下により、在学する養成施設を經由して、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（略称「県社協」）に提出してください。

### 【提出書類】

#### ※必須

- ①介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式1）  
（高校の成績証明書を添付すること）
- ②養成施設長の推薦書（様式2）
- ③高校の成績証明書
- ④申請者の住民票抄本
- ⑤所得のある家族全員（年金所得者含む）の源泉徴収票写し又は課税（所得）証明書
- ⑥連帯保証人（予定者）の源泉徴収票写し又は課税（所得）証明書  
※連帯保証人（予定者）が申請者の家族である場合は、上記⑤に替えるものとする。

#### ※該当者のみ

- ⑦大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書（写）
- ⑧年齢が45歳以上の方は離職証明書

#### ※外国人留学生

- ⑨「国籍・地域」「在留資格」「在留期間」「在留期間等の満了日」の記載のある住民票
- ⑩法人による連帯保証の場合、別表（法人による連帯保証の取り扱い）必要書類

### 1 その他の提出書類

次の事項に該当する場合は、追加書類が必要となりますので、貸付実施要領で確認をしてください。

- ①生活保護世帯に属する貸付申請者については、前記に定める書類のほか、生活保護受給証明書や福祉事務所長意見書（様式3）等が必要となります。
- ②生活費加算の貸付を受けようとする場合は、それぞれの世帯の状況に応じて、所在地の自治体が発行する証明書が必要となります。
- ③生活保護世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯に属する貸付申請者で、養成施設の推薦選考に合格した方については、上記①の追加書類のほか、養成施設の推薦入学合格証の写しを併せて提出してください。  
（入学前に資金を交付するため、貸付申請の期日は、別途養成施設へ連絡します。）
- ④養成施設に入学後、失業など、家庭の経済状況の変化等により、学費の支払いが困難になった場合については、学費の支払いが困難になったことを証明できる書類を併せて提出してください。  
（随時、貸付申請を受付しますので、県社協にご相談ください。）

### 2 審査及び決定

県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定し、推薦のあった養成施設を經由して、貸付申請者に通知するものとします。

なお、審査内容については、開示いたしません。

⇒ 詳しくは、「福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領」をご確認ください。  
不明な点については、福島県社会福祉協議会にお問い合わせください。（電話 024-523-1256）

## <別表>

### 外国人留学生における法人による連帯保証の取り扱い

#### 1 対象法人

##### (1) 次のいずれかに該当する場合

- ①申請者が在学する介護福祉士養成施設を運営する法人。
- ②福島県内において、返還免除の対象となる介護業務を営んでおり、申請者の就労先（内定を含む）となっている法人。

##### (2) 次のすべてに該当する場合

- ①過去5年以内において、営業を廃止又は解散していないこと、破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと、財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けていないこと、財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと、営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
- ②申請者が他の法人へ就職を希望した場合、本貸付の連帯保証に関する違約金や損害金などを請求しないこと。就労することを拘束するような誓約書を取り交わしていないこと。
- ③法人は、申請者の退学・卒業、退職等により、申請者との関係がなくなった場合、法人が返還額を全額返済することを了承すること。

#### 2 必要書類

##### (1) 介護福祉士修学資金法人保証申込書（様式23）

##### (2) 法人の履歴事項全部証明書（3か月以内に取得した原本）

##### (3) 法人の直近2年間の決算書類

- ①貸借対照表
- ②事業活動収支計算書（損益計算書）

##### (4) 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類

- ①法人理事会議事録・取締役会等の議事録の写し

※次の項目が明示してあること

ア. 申請者氏名 イ. 借入申請金額 ウ. 当該借入に係る連帯保証であること

- ②（理事会等の議事録の写しが添付できない場合）法人保証承諾書（様式24）

##### (5) 定款

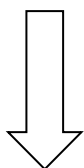
##### (6) 法人と申請者との関係を証明する書類（いずれか1つ）

- ①（養成施設運営法人）在学届（様式10）
- ②（従事先施設等運営法人）勤務証明書（様式25）

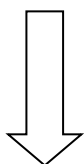
### Ⅲ 貸付申請の手続き

#### (1) 修学資金の申込み

修学資金の貸付  
申請



貸付の審査



・ 金銭消費貸借  
契約書 (2 通)

・ 誓約書

・ 修学資金送金  
口座 (申込・  
変更) 申請書  
の提出

・ 個人情報の取  
扱に関する同  
意書

・ 借用証書

①「**介護福祉士修学資金等貸付申請書**」を養成施設の窓口で受け取り、必要事項を記入し、添付書類と併せて、養成施設に提出してください。

なお、「**申請書**」の備考欄に、必要な添付書類を記載していますので、確認してください。

※入学後、家庭の経済状況の変化等により学費の支払いが困難となった場合は、随時受付しますので、相談してください。

②申請書類は、養成施設から県社協に送付され、県社協が審査し、貸付けの可否を決定します。

③審査の結果は、「**介護福祉士修学資金等貸付 (承認・不承認) 決定通知書**」により、県社協から養成施設を経由し、申請者に通知します。

④貸付決定の通知を受けた申請者は、通知の日から起算して14日以内に、左記の書類に記入し、署名・押印の上、養成施設を経由して、県社協に提出してください。

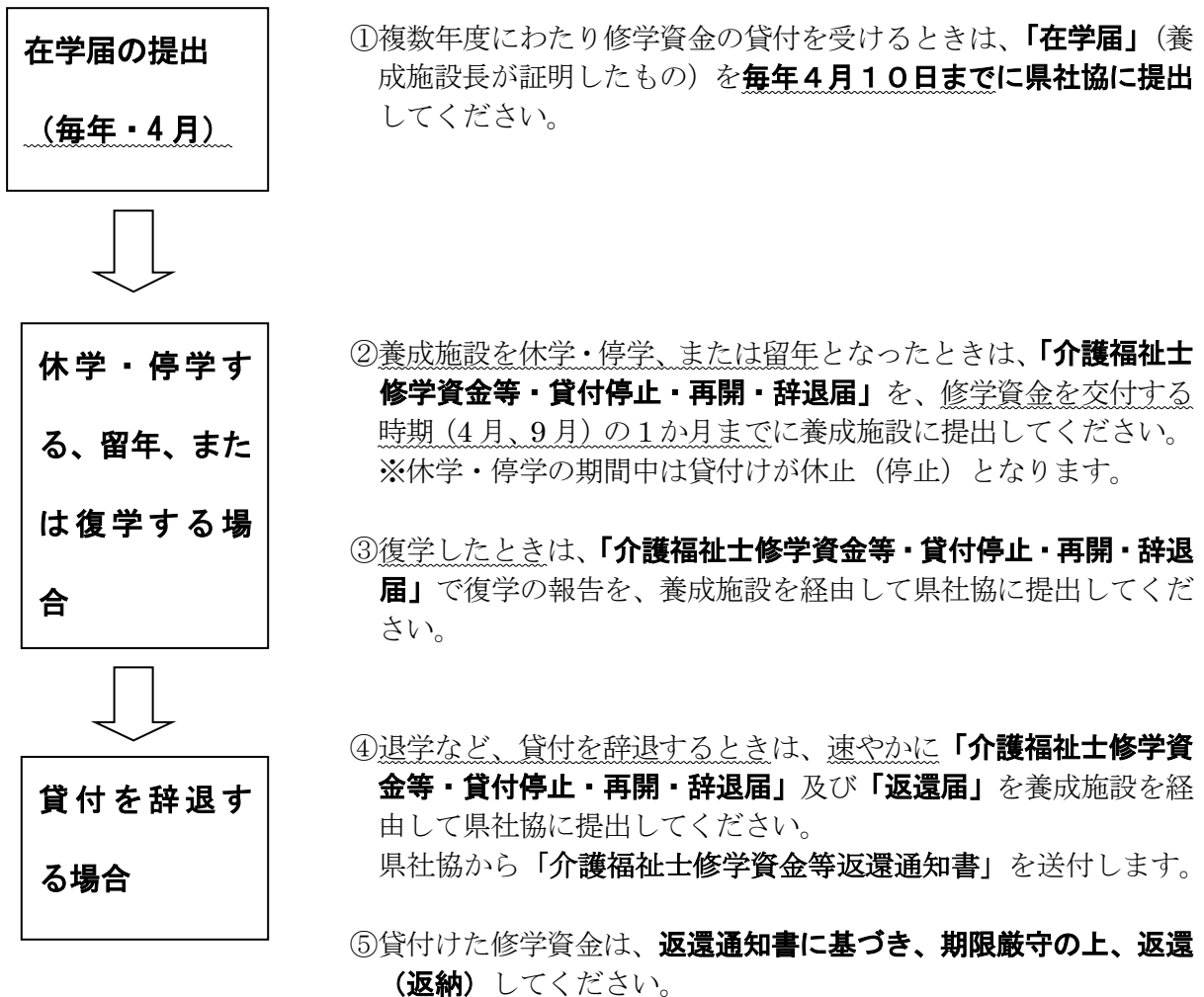
(金銭消費貸借契約書には収入印紙を貼付してください。印紙代は決定通知の際にお知らせします。)

⑤修学資金は、**年2回分割して交付**します。(4月、9月)  
第1回目の修学資金等の交付時期は、本契約締結後となります。従って、契約書等が届かないと、貸付金を交付することはできません。

※貸付を辞退する場合は、当該年度の第1回目の送金、又は各送金が行われる月の1か月前までに、「**介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届**」を所属する養成施設を経由して県社協に提出してください。

※養成施設の退学、1年以上の休学や停学、あるいは、卒業後、福島県内において、介護等の業務に従事しない場合には、貸付けた修学資金等の全額が「一括返還」となりますので、貸付申請の際は、十分ご検討ください。

## (2) 養成施設在学時の手続き



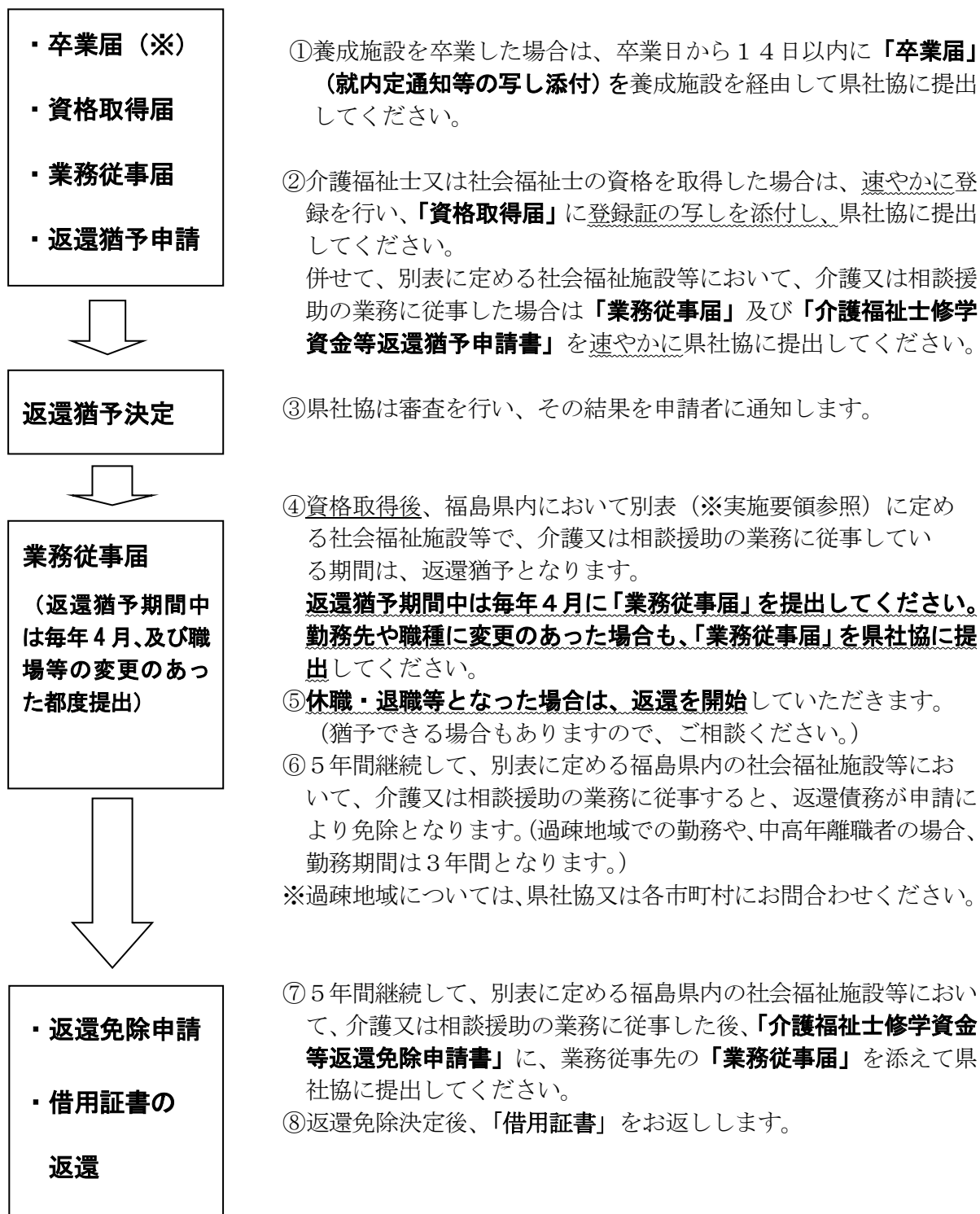
※返還が滞った場合は、「連帯保証人」に債務の全額を請求し返還していただくこととなります。



### (3) 養成施設の卒業及び就職後の手続き

養成施設を卒業後、1年以内に国家試験を受験し、資格を取得し、福島県内において別表に定める社会福祉施設等で、介護又は相談援助等の業務に従事したときは、その業務に従事期間中は修学資金の返還が猶予され、さらには、定められた期間以上、その業務に従事した場合、貸付けた修学資金の返還が免除されます。

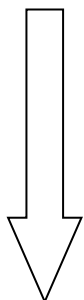
一方、貸付条件を守れない場合は、貸付けた修学資金を返還していただきます。



#### (4) 修学資金の返還の場合

養成施設を1年以上休学し、又は停学・退学となった場合、若しくは養成施設を卒業後、定められた期間内に福島県内の別表に定める社会福祉施設等において、介護又は相談援助の業務に従事しなかった場合には、貸付けた修学資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになります。

返還届の提出



修学資金の返還



修学資金の返還完了

①修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という）は、返還となる事由が発生した日から14日以内に「返還届」を、直接、県社協に提出してください。

県社協から「介護福祉士修学資金等返還通知書」及び「預金口座振替依頼書」を送付し、返還方法について通知します。

なお、上記通知が届いたら「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、速やかに県社協へ返送してください。

※連帯保証人に返還通知書の内容を報告しておいてください。

②「介護福祉士修学資金等返還通知書」に記載された返還方法により、直ちに返還していただきます。

③返還金は、「預金口座振替依頼書」により指定のあった金融機関の口座から自動引落により返還していただきます。

④納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3%の延滞利子を徴収します。

⑤返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

#### (5) 借受人や連帯保証人の異動届

住所・氏名・勤務先等を変更した場合（届出内容に変更があった場合）

①借受人又は連帯保証人に住所等の変更があった場合は、その都度、借受人にあつては「介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書」、連帯保証人の場合は「介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書」により、直ちに県社協に提出してください。

養成施設等に在学中の場合は、養成施設を經由して、速やかに県社協に報告してください。

②借受人が、従事していた職種に変更があった場合、勤務先を変更した場合、又は転職した場合など届出事項に変更があった都度、直ちに県社協に報告してください。

#### IV 手続きに必要な提出書類

##### 【在学中】

##### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	介護福祉士修学資金等貸付申請書	様式 1	※貸付審査後、県社協は介護福祉士修学資金等貸付（承認・不承認）決定通知書を、推薦のあった養成施設の長を経由して申請者に通知しますので、 <u>14日以内</u> （「貸付が決定したとき」）に必要な書類を、在学する養成施設を経由して県社協に提出してください。
	申請者の住民票抄本	市町村発行	
	養成施設長の推薦書	様式 2	
	高等学校の成績証明書	学校長発行	
	所得のある家族全員（年金所得者を含む。）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書	源泉徴収票は勤務先発行、課税（所得）証明書は市町村発行	
	連帯保証人（予定者）の源泉徴収票の写し又は課税（所得）証明書		
*該当する方のみ （生活保護受給世帯）	福祉事務所長意見書	様式 3	
	生活保護受給証明書の写し		
	保護変更決定通知書の写し	入学後提出	
（外国人留学生）	法人保証申込書	様式 23	
	法人保証承諾書	様式 24	
	勤務証明書（法人保証）	様式 25	
	法人保証必要書類	別表参照	
貸付が決定したとき	介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書	様式 5	
	誓約書	様式 6	
	介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書	様式 7	
	個人情報の取扱に関する同意書（借受人及び連帯保証人）	様式 8	
	借用証書	様式 9	
複数年度にまたがる貸付を受けるとき	在学届	様式 10	※ <u>毎年度、4月10日まで県社協に必ず提出。</u>

##### (2) 貸付決定後に変更がある場合、又は貸付が解除になった場合に提出するもの

変更事項	提出書類	様 式	備 考
養成施設に修学している者及び連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 18	
	介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 22	
休学・転学・停学等 留年したとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式 19	貸付を停止します 理由により貸付期間の延長をします

復学したとき			貸付を再開します
退学したとき 貸付を辞退するとき 貸付解除となったとき	貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等） 介護福祉士修学資金等返還届	様式 19 様式 16	返還通知書を送付します。貸付金は一括返還となります。
死亡したとき	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書 介護福祉士修学資金等返還届	様式 18 様式 16	※死亡診断書等、事実を確認できる書類を添付して県社協に直ちに届出してください。

## 【卒業後】

### (1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業（貸付修了）したとき及び就職したとき	卒業届 （就職内定通知等を添付）	様式 20	卒業したときから 14 日以内に県社協に提出
	資格取得届	様式 21	介護福祉士登録証の写しを添付
	業務従事届	様式 12	職場の公印が必要
氏名・住所・勤務先（連帯保証人を含む）等の変更があったとき	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 18	借受人に変更事項が生じた場合
	介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書	様式 22	連帯保証人の届出事項に変更が生じた場合

### (2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
別表に定める社会福祉施設等において介護または相談援助業務等の業務に従事したとき	業務従事届	様式 12	返還猶予期間中は毎年4月10日までに提出
	介護福祉士等修学資金返還猶予申請書	様式 11	就職した年月日を必ず記入してください。
在学中、他の養成施設へ進学したとき、または就職活動中（卒業後1年以内のみ）の場合	在学届	様式 10	他の養成施設への進学とは、介護福祉士指定養成施設の学生が社会福祉士指定養成施設へ、社会福祉士指定養成施設の学生が介護福祉士指定養成施設へ進学した場合です。
	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 11	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 11	医師の診断書、罹災証明書等を添付してください。
介護福祉士・社会福祉士の資格取得ができなかったとき	介護福祉士修学資金等返還猶予申請書	様式 11	次年度の国家試験の受験意思が確認できれば返還猶予される場合があります。
	国家試験受験票の写し		

**(3) 返還猶予の事由に変更があった場合、又は返還免除申請時に提出するもの**

事 項	提出書類	様 式	備 考
業務従事先を変更したとき（職場を変更したとき、人事異動で職場が変わったとき）	介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書	様式 18	
	業務従事届（新しい勤務先の勤務状況）	様式 12	新しい勤務先から、証明してもらいます。
業務従事中に疾病または都合により、業務に従事できなくなったとき（または一部免除の申請をするとき）	介護福祉士修学資金等返還免除申請書	様式 14	修学資金の貸付期間以上、別表の社会福祉施設等で介護・相談業務に従事した場合のみ、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	業務従事届	様式 12	
貸付条件に定める業務に、一定期間以上勤務したとき（修学資金の返還免除に該当する場合）	介護福祉士修学資金等返還免除申請書	様式 14	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	業務従事届	様式 12	

**【修学資金等の貸付条件を守れない場合】**

**<返還に至った場合、提出するもの>**

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還しなければならない事項に該当したとき	返還届	様式 16	事実の発生した年月日を記入し速やかに提出。
介護福祉士修学資金等返還通知書受理後	預金口座振替依頼書		様式は本会から送付しますので、必要事項の記入及び金融機関への届出印を押印し、速やかに県社協に提出。

## V 資 料

福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領

様式集

# 福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領

## (目的)

第1 この実施要領は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて（令和5年3月30日厚生労働省発社援0330第61号厚生労働事務次官通知）」及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（令和3年5月7日厚生労働省社会・援護局長通知）」に基づき、介護福祉士又は社会福祉士の養成施設に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付を行うことにより、県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

## (定義)

第2 この実施要領において、「養成施設」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号又は第3号及び第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事が指定した社会福祉士養成施設（短期養成施設等）及び介護福祉士養成施設をいう。

## (実施主体)

第3 この修学資金の貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

## (貸付対象者)

第4 この修学資金の貸付対象者は、養成施設に在学し、卒業後、福島県内（以下「県内」という。なお、別表の2の施設は全国の区域とする。）において、別表に定める介護又は相談援助の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者であって、次の(1)及び(2)の要件を満たす者とする。

(1) 次の①から④のいずれかに該当する者

①県内に住民登録をしている者

②県内の養成施設に修学する者

③県内出身者であって、県外の養成施設に修学する者にあつては、入学の前年度までに県内に1年以上住所を有していた者

④前①から③に限らず、養成施設を卒業後、県内において返還免除対象業務に従事しようとする者であると県社協会長が認めた者

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、修学のための同種の資金を他から借り受けていない者

①学業成績等が優秀と認められる者

②養成施設を卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

## (貸付金の種類及び貸付額)

第5 貸付を行う修学資金の種類及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 入学準備金

養成施設に入学するため、初回の貸付時に限り 200,000円以内。

(2) 就職準備金

養成施設卒業時の最終回の貸付時に限り 200,000円以内。

(3) 授業料等の資金

養成施設在学時の授業料、実習費等として 月額 50,000 円以内。

(4) 国家試験受験対策費用

介護福祉士の養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費等として一年度当たり 40,000 円以内。

(5) 生活費加算

修学資金の貸付申請時に、生活保護世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の者に対し、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、生活保護法の生活扶助基準の居宅（第1類）の区分により生活費加算を貸付けることができる。

ただし、生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

なお、「これに準ずる経済状況にある世帯」については、貸付申請日の属する年度又は前年度において、次のいずれかの措置を受けている場合とする。

- ①地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- ②地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ③国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- ④国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

また、生活費加算については、貸付け後の加齢や転居等による場合や生活扶助基準額の見直しがあった場合においても貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとし、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

(貸付期間)

第 6 修学資金の貸付期間は、養成施設に在学する正規の修学期間とする。ただし、養成施設に在学する者であって、本人の病気等の真にやむを得ない事情によって留年した場合は、修学資金の貸付期間に含めることができる。

(貸付対象者の推薦)

第 7 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、養成施設の長からの推薦を要する。

(貸付方法及び利子)

第 8 修学資金の貸付は、県社協会長と第 4 の貸付対象者との契約により行う。

- 2 貸付金の交付は、分割又は一括いずれかの方法による。
- 3 修学資金の貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第 9 貸付申請者は、次の書類を在学する養成施設の長に提出するものとし、養成施設の長は、別に定める期日までに推薦書（様式 2）を添えて県社協会長に提出するものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式 1）
  - (2) 住民票の抄本
  - (3) 貸付申請者及び貸付申請者と生計を一つにする家族の所得が確認できる書類
  - (4) 高校からの成績証明書等
  - (5) 養成施設入学時に、年齢が 4 5 歳以上であって、離職して 2 年以内の場合は離職証明書
- 2 第 4 の 1 の(1)の③に該当する県外の養成施設に修学する貸付申請者にあつては、前項の書



類のほか、県内に1年以上住所を有していたことを証明する書類を併せて提出する。

- 3 生活保護世帯に属する貸付申請者については、第1項に定める申請書類のほか、次に掲げる書類を提出する。
  - (1) 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
  - (2) 介護福祉士修学資金等借入申込に関する福祉事務所長意見書(様式3)
  - (3) 福祉事務所長が発行する「保護変更決定通知書」の写し、又は保護決定の変更が行われたことが確認できる書類
- 4 第5の1の(5)に定める生活費加算の貸付を受けようとする生活保護世帯に準ずる経済状況にある世帯に属する者については、第1項に定める申請書類のほか、所在地の自治体が発行するこれを証明する書類を併せて提出する。
- 5 第5の1の(5)に定める生活費加算の対象となる世帯(生活保護世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯)に属する貸付申請者のうち、在学する高校からの推薦を受け、養成施設の推薦選考に合格した者は、前項までに定める書類のほか、進学する養成施設の推薦入学合格証の写しを併せて提出する。
- 6 複数年度にわたり修学資金の貸付を受けようとする貸付申請者は、貸付初年度を除き、養成施設を通して毎年度4月10日まで(休日・祝日の場合はその翌日まで)に養成施設の長が証明する在学届(様式10)を県社協会長に提出する。

なお、提出期限までに在学届の提出がない場合は、当該年度の貸付を辞退したものとみなす。
- 7 外国人留学生の貸付申請のうち法人保証による場合は、第1項に定める申請書類のほか、介護福祉士修学資金等法人保証申込書(様式23)、法人保証承諾書(様式24)、勤務証明書(法人保証)(様式25)等必要書類を提出する。

#### (連帯保証人)

- 第10 貸付申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、貸付申請者と連帯して貸付金の返還債務を負担するものとする。
- ただし、貸付申請者が未成年者である場合には、原則として連帯保証人は法定代理人とする。
- 2 前項の法定代理人がその債務を負担できないときは、債務を連帯して負担できる者を連帯保証人として立てるものとする。

#### (審査及び決定)

- 第11 県社協会長は、貸付申請者から提出のあった書類及び養成施設の長からの推薦書等をもって審査し、貸付の可否を決定する。
- 2 県社協会長は、前項による審査結果を介護福祉士修学資金等貸付(承認・不承認)決定通知書(様式4)により、推薦のあった養成施設を経由して、貸付申請者に通知する。
  - 3 第9の3及び5の生活保護世帯に属する貸付申請者にあつては、介護福祉士修学資金等貸付(承認・不承認)決定通知書(様式4の2)により貸付の可否を通知し、意見書の提出があつた福祉事務所長にその写しをもって通知する。

#### (貸付に係る契約等)

- 第12 修学資金の貸付決定の通知を受けた貸付申請者は、通知のあった日から起算して14日以内に、次の書類を養成施設を経由して県社協会長に提出する。
- (1) 介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書(様式5)2部
  - (2) 誓約書(様式6)
  - (3) 介護福祉士修学資金等送金口座(申込・変更)申請書(様式7)

(4) 介護福祉士修学資金等貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書（様式8）

(5) 介護福祉士修学資金等借用証書（様式9）

2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、修学資金の貸付を辞退したものとみなす。

#### （貸付金の交付）

第13 県社協会長は、提出書類を受理したときは、当該貸付決定に係る貸付金を交付するものとする。

2 貸付金の交付は、介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書（様式7）により申出のあった口座への振込により送金する。

3 貸付金の交付時期は、4月に前期分として4月から9月までの資金を、9月に後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日に送金するものとし、送金日が金融機関の休業日のときは翌営業日に送金する。

ただし、養成施設に入学した当初の交付時期は、契約締結後とする。

4 入学準備金の貸付を希望する場合は、養成施設に入学後、第1回目の送金と併せて、又就職準備金の貸付を希望する場合は、養成施設の修学期間の最終月に交付する。

5 第9の5の生活費加算の対象となる世帯に属する貸付申請者の推薦選考に係る貸付金及び養成校入学後に家庭の経済状況の変化等により学費の支払いが困難となった場合の貸付金に関しては、県社協会長が、それぞれの事情を考慮して交付の時期を決定する。

#### （貸付の休止及び貸付契約の解除）

第14 県社協会長は、修学資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付は行わないものとする。

この場合、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、借受人が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

(1) 養成施設を退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。

(5) 虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。

(6) 死亡したとき。

(7) その他貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

3 県社協会長は、借受人が貸付を辞退し、貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

#### （返還債務の履行猶予）

第15 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続する期間、貸付金に係る返還の債務を猶予するものとする。

(1) 第14の2及び3により貸付契約を解除された後も、引き続き貸付決定時に在学していた養成施設に在学しているとき。

(2) 貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等（介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設）において修学しているとき。

2 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の事由が継続し

ている期間、履行期限の到来していない貸付金に係る返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 県内において、別表に定める当該職種の業務（以下、「返還免除対象業務」という。）に従事しているとき。
- (2) 災害、借受人の疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予の申請等)

第 16 借受人は、第 15 に該当するに至ったときは、次の書類を県社協会長に速やかに提出しなければならない。

ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式 11）
  - (2) 借受人が養成施設に在学している場合は、在学届（様式 10）
  - (3) 返還免除対象業務に従事したとき及びその業務を継続している場合は、業務従事届（様式 12）
  - (4) その他やむを得ない事由の場合は、その事由が確認できる書類
- 2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査の上、介護福祉士修学資金等返還猶予申請結果通知書（様式 13）により、その結果を借受人に通知する。

(返還債務の免除)

第 17 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金に係る返還債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、県内（別表の 2 の施設は全国の区域。）において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年（過疎地域、離島及び中山間地域等（返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年 3 月 13 日厚生労働省告示第 83 号）第 2 号に規定する区域をいう。）において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設入学時に 45 歳以上の者であつて、離職して 2 年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は、3 年）、引き続き、これらの業務に従事したとき。
  - (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。
- 2 災害、借受人の疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合（社会福祉士修学資金の貸付を受けた場合に限る。）であつて、借受人が次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると県社協会長が認めたときは、前項（1）の「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。
- 3 返還免除対象期間の算入については、以下による。
- (1) 従事する事業所の法人の人事異動等により、借受人の意思によらず、県外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。
  - (2) 返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設における修学、災害、借受人の疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱う。
  - (3) ホームヘルパー又は家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所等の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に 2 以上の市町村等

において業務に従事した期間は1の期間と計算し、通算しないものとする。

4 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

ただし、本人の責による事由により免職された者、特別の事情がなく恣意的に退職した者などには、適用しない。

- (1) 死亡、又は障害により貸付を受けた貸付金を返還することができなくなったときは、返還債務の額の全部又は一部。
  - (2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
  - (3) 県内において修学資金の貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- 5 前項の(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人に請求を行っても返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものであること。
- 6 第4項による免除できる額は、返還免除対象業務に従事した期間を、修学資金の貸付を受けた期間の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

（返還債務の免除申請等）

第18 借受人は、第17に該当するに至ったときは、次の書類を県社協会長に速やかに提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認めるものとする。

- (1) 介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式14）
- (2) 業務従事届（様式12）
- (3) その他の事由の場合は、その事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、審査の上、介護福祉士修学資金等返還免除申請結果通知書（様式15）により、その結果を借受人に通知するものとする。

（勤務期間の計算）

第19 修学資金の返還猶予及び返還免除期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、返還免除対象業務に従事した日の属する月から従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

2 第17の1に規定する返還免除期間の算定に係る勤務期間の計算は、次によるものとする。

- (1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
- (2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

第17の3の(3)による場合は、同時に2以上の市町村等において業務に従事した勤務期間は1の期間として計算し、通算しない。

（返 還）

第20 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、借受人の疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、

又は県内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。

(3) 県内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

(4) 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する月賦による返還ができる場合は、返還免除対象業務に従事した場合であつて、前項の当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間内に返還しなければならない。ただし、5年を上限とする。

3 第1項のほか、虚偽その他不正な方法により貸付を受けたことが明らかになったときは、貸付を受けた修学資金を県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

4 借受人は、第1項に該当するに至ったときは、その事由が生じた日から14日以内に介護福祉士修学資金等返還届(様式16)を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前項の返還届に基づき、介護福祉士修学資金等返還通知書(様式17)により当該借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(延滞利子)

第21 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に付き年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。

3 計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(届出義務)

第22 借受人は、貸付金の返還が終わるまで又は返還債務の免除が行われるまでの期間、次に掲げる事由が発生したときは、所定の様式により、直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(1) 借受人の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。(様式18)

(2) 借受人が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。(事実を証明する書類)

(3) 借受人が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。(様式19)

(4) 借受人が留年したとき。(様式19)

(5) 借受人が卒業したとき。(様式20)

(6) 借受人が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。(様式21)

(7) 貸付を辞退するとき。(様式19)

(8) 借受人が介護又は相談援助業務等の業務に従事したとき(様式12)又は退職したとき(様式18)

(9) 連帯保証人の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。(様式22)

2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書(様式18)に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に届け出なければならない。

(その他)

第23 県社協会長は、この要領に定める事項のほか、必要があるときは、借受人に対し、修学資金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 14 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 28 日から施行し、平成 30 年 2 月 1 日から適用する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 26 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。  
ただし、従前の実施要領による貸付者については、従前の実施要領によるものとする。

## <別表>

### 福島県介護福祉士修学資金等貸付の返還債務の免除に係る対象業務（例示）

※この表は例示であるため、詳細については昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」別添 1 及び別添 2 を参考のこと。

- 1 福島県内において以下の施設、職種で業務に従事すること
  - (1) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 の相談援助業務の範囲に定める職種。  
(例) 児童養護施設、知的障害児施設等の児童指導員、救護施設の生活指導員、特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等
  - (2) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 2 の介護等の業務の範囲に定める職種。  
(例) 老人デイサービスセンター・特別養護老人ホームの介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員、身体障害者更生施設における介護職員 等
  - (3) 昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 及び別添 2 に定める当該施設の長。
- 2 全国を区域とする以下の施設において業務に従事すること
  - (1) 国立身体障害者リハビリテーションセンター
  - (2) 国立光明寮
  - (3) 国立保養所
  - (4) 国立児童自立支援施設
  - (5) 国立知的障害児施設 等

※国立高度専門医療センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 2 項の委任を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみ園が設置する施設を含む。

## 【様式集】

修学資金の貸付に関する以下の書類は次ページ以降にありますので、必要なものをコピーしてお使いください。

注) ※印のある様式については、本会が発行するものです。

### <様式一覧>

- |           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 様式 1      | 介護福祉士修学資金等貸付申請書                      |
| 様式 2      | 推薦書                                  |
| 様式 3      | 介護福祉士修学資金等借入申込に関する福祉事務所長意見書          |
| ※様式 4     | 介護福祉士修学資金等貸付（承認・不承認）決定通知書            |
| ※様式 4 の 2 | 介護福祉士修学資金等貸付（承認・不承認）決定通知書            |
| ※様式 5     | 介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書                  |
| ※様式 6     | 誓約書                                  |
| ※様式 7     | 介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書             |
| ※様式 8     | 介護福祉士修学資金等貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書        |
| ※様式 9     | 介護福祉士修学資金等借用証書                       |
| 様式 10     | 在学届                                  |
| 様式 11     | 介護福祉士修学資金等返還猶予申請書                    |
| 様式 12     | 業務従事届                                |
| ※様式 13    | 介護福祉士修学資金等返還猶予申請結果通知書                |
| 様式 14     | 介護福祉士修学資金等返還免除申請書                    |
| ※様式 15    | 介護福祉士修学資金等返還免除申請結果通知書                |
| 様式 16     | 介護福祉士修学資金等返還届                        |
| ※様式 17    | 介護福祉士修学資金等返還通知書                      |
| 様式 18     | 介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書              |
| 様式 19     | 介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等） |
| 様式 20     | 卒業届                                  |
| 様式 21     | 資格取得届                                |
| 様式 22     | 介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書             |
| 様式 23     | 介護福祉士修学資金等法人保証申込書                    |
| 様式 24     | 法人保証承諾書                              |
| 様式 25     | 勤務証明書（法人保証）                          |



## 介護福祉士修学資金等貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

「福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領」の規定により、介護福祉士修学資金等の貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付希望種別	介護福祉士 社会福祉士	※借受人番号		
		※貸付年月日	年 月 日	
養成施設	施設名：			
	( )年課程の( )学年在学中	在学期間	年 月～ 年 月迄	
フリガナ				
申請者氏名	Ⓔ			
生年月日	年 月 日 (満 歳)			
住所 (住民票)	〒			
現住所	〒			
電 話		携帯電話		
借用希望 期間・金額	年 月 日 から 年 月 日まで ( 月間) ※養成施設の正規の修学期間のみ			
	①修学資金 _____ 円 (内訳：月額 _____ 円× _____ 月)			
	②入学準備金 (20万円以内) _____ 円			
	③就職準備金 (20万円以内) _____ 円			
	④国家試験受験対策費 (4万円以内) _____ 円			
⑤生活費加算 (該当者のみ) _____ 円 (内訳：月額 _____ 円× _____ 月)				
合 計		(①+②+③+④+⑤) _____ 円		
他の貸付金の借 入状況	ア. 借入れている		イ. 借入っていない	
	※他の貸付金を 借入れている場合	名称 金額 借入期間 年 月 ~ 年 月 借入状況 借入中 返済中 猶予(据置)中		
高等教育の修学 支援新制度	授業料・入学金の免除/減免 (授業料等減免認定結果通知書を添付) 申込み予定 ア. あり イ. なし			
生活保護 受給状況	ア. 受けている (福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」を添付) イ. 受けていない			
卒業後の 希望就職先	第一希望			
	第二希望			

生計を一つにする家族状況	氏名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名等	年収(円)
		申請者				
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		
				同居・別居		

※学校は、「公立又は私立」の別を明記してください。

【連帯保証欄】※法人保証は外国人留学生に限ります。

個人保証 (予定者)	フリガナ		生年月日	年 月 日		
	氏名			(満 歳)		
	家族数	人	申請者との関係			
	現住所	〒				
	電話番号		携帯電話			
	勤務先名		職 種			
	雇用形態	正規職員・非正規職員(契約 派遣 嘱託 臨時 パート) 自営業・その他 ( )				
	勤務先住所等	〒	勤務年数		年	
電話 ( )		年収(税込)		円		
法人保証 (予定法人)	フリガナ		フリガナ			
	法人名		代表者名			
	法人の所在地	〒				
		電話 ( )				

<添付書類>

- ※必須
- 1  申請者の住民票抄本
  - 2  養成施設長の推薦書(様式2)
  - 3  高等学校の成績証明書
  - 4  所得のある家族全員(年金所得者含む)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書
  - 5  連帯保証人(予定者)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書  
※連帯保証人(予定者)が申請者の家族である場合は、上記4に替えるものとする。
- ※該当者のみ
- 6  大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書の写し
  - 7  生活保護受給世帯に属する方は、福祉事務所長意見書(様式3)、生活受給証明書、保護変更決定通知書
  - 8  年齢が45歳以上の方は離職証明書
  - 9  法人保証(外国人留学生に限る)の方は、介護福祉士修学資金等法人保証申込書(様式23)、法人保証承諾書(様式24)、勤務証明書(法人保証)(様式25)の他、別表「外国人留学生における法人による連帯保証の取り扱い」の必要書類

※この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

※提出された書類は返還いたしませんので、予めご了承ください。

(様式2)

## 推 薦 書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

養成施設の所在地

電話番号

養成施設の名称

養成施設の長の職・氏名

印

下記の者は、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領の規定に基づき、介護福祉士修学資金等の貸付けを受ける者として適当であると認められるので、推薦いたします。

種 別	介護福祉士 ・ 社会福祉士
入学年月日及び学年	年 月 日入学 第 学年
養成施設の修学期間	
申請者氏名	
他の修学資金の貸付の有無 (該当項目を☑してください。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 高等教育修学支援新制度 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 無
所 見  ※人物・学業成績等の所見に加え、卒業後、介護福祉士又は社会福祉士として、福島県内でその業務に従事する意思を有していることを確認し、その旨を記入してください。  ※「学業成績」は、高校からの成績証明書等の写しを添付してください。  ※入学後、家庭の経済状況の変化等により、学費の支払いが困難になった場合はその理由を記入してください。	
推薦順位	位 / 人中 ※推薦人数に対して

介護福祉士修学資金等借入申込に関する

福祉事務所長意見書

借入申込者記入欄	(フリガナ) 借入申請者		住所	〒	—
	借入資金名		申込金額	円	
			内 訳	修学資金：	円
				(月額	円)
			入学・就職準備金		
福祉事務所長記入欄	介護福祉士等 修学資金の借 入を必要とす る理由				
		保護の状況	保護開始日		
			主原因		
		種 類			
	貸付に対する 意見				
上記のとおり意見を述べる。					
年 月 日					
福祉事務所長 _____ 印					
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様					

(様式4)

福 社 協 発 第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 介護福祉士修学資金等貸付（承認・不承認）決定通知書

このたび申し込みのありました、福島県介護福祉士修学資金等貸付については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

#### 記

- 1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします
- 2 修学資金の貸付を承認された方へ（以下は、貸付を承認した場合のみ記載）  
申請のあった修学資金は、下記のとおり承認されましたので確認してください。なお、この決定通知の日より起算して14日以内に、下記の書類を在学する養成施設を通して本会まで提出してください。期限まで提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。借受人番号は今後必要となりますので、本決定書は大切に保管してください。

借受人番号	
借受人氏名	
貸付金額	①入学準備金 円
	②修学資金 円 月額 円× 月分（ 年 月～ 年 月）
	③就職準備金 円（卒業時に交付）
	④国家試験受験対策費 円
	⑤貸付決定金額合計 円（①+②+③+④）
貸付期間	年 月 ～ 年 月まで
提出書類 （決定通知の日から起算して14日以内に在学する養成施設等を経由して提出）	①介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書（2部） ②誓約書（1部） ③連帯保証人の印鑑証明書（1部） ④介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書（1部） ⑤介護福祉士修学資金等貸付に伴う個人情報の取扱に関する同意書（借受人及び連帯保証人のもの各1部） ⑥介護福祉士修学資金等借用証書（連帯保証人と連署したもの）（1部）

- 3 書類の提出先（在学する養成施設を通して）

「福島県社会福祉協議会 施設支援課」

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-1256

(様式4の2)

福社協発第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 介護福祉士修学資金等貸付（承認・不承認）決定通知書

このたび申し込みのありました、福島県介護福祉士修学資金等貸付については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

#### 記

- 1 選考結果 貸付を承認します ・ 貸付を不承認とします
- 2 修学資金の貸付を承認された方へ（以下は、貸付を承認した場合のみ記載）  
申請のあった修学資金は、下記のとおり承認されましたので確認してください。なお、この決定通知の日より起算して14日以内に、下記の書類を在学する養成施設等を通して本会まで提出してください。期限まで提出がない場合は、貸付を辞退したものとみなします。借受人番号は今後必要となりますので、本決定書は大切に保管してください。

借受人番号	
借受人氏名	
貸付金額	①入学準備金 円
	②修学資金 円 月額 円× 月分（ 年 月～ 年 月）
	③就職準備金 円（卒業時に交付）
	④国家試験受験対策費 円
	⑤生活費加算 円（月額 円× 月分）
	⑥貸付決定金額合計 円（①+②+③+④+⑤）
貸付期間	年 月 ～ 年 月まで
提出書類 （決定通知の日から起算して14日以内に在学する養成施設等を経由して提出）	①介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書（2部） ②誓約書（1部） ③連帯保証人の印鑑証明書（1部） ④介護福祉士修学資金等送金口座（申込・変更）申請書（1部） ⑤介護福祉士修学資金等貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書（借受人及び連帯保証人のもの各1部） ⑥介護福祉士修学資金等借用証書（連帯保証人と連署したもの）（1部）

- 3 書類の提出先（在学する養成施設を通して）

「福島県社会福祉協議会 施設支援課」

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-523-1256

収入印紙  
1,000 円～  
2,000 円

消印  
(借受人及  
び保証人)

(様式5)

## 介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書

貸付者 社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と、借受人（ ）（以下「乙」という。）及び連帯保証人（ ）（以下「丙」という。）とは、次のとおり介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(介護福祉士修学資金等の貸付)

第1条 甲は、乙に対し、以下の条項に基づき、介護福祉士修学資金等（以下「修学資金」という。）の貸付を行うものとする。

(貸付期間)

第2条 甲が乙に対して修学資金の貸付を行う期間は、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領（以下「実施要領」という。）第6に定める養成施設に在学している正規の修学期間（ 年 月 日～ 年 月 日まで）とする。

(貸付方法及び貸付金額)

第3条 甲は、乙に対し、4月に前期分として4月から9月までの資金を、9月に後期分として10月から翌年3月までの資金を、それぞれ当該月の15日（当日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に、予め乙が届け出た金融機関の預金口座又は郵便貯金口座に振り込みます。ただし、養成施設入学後、初回の貸付金の交付は本契約締結後とする。

2 修学資金の貸付額は、月額金 円とする。

3 甲は、乙に対し、初回の貸付時に入学準備金として金 円を含めて交付する。

4 甲は、乙に対し、修学期間の最終月に就職準備金として金 円を交付する。

5 甲は、乙に対し、国家試験受験対策費用として金 円を交付する。

6 甲は、乙に対し、正規の修学期間の生活費として金 円を交付する。

(貸付利子)

第4条 修学資金の貸付利子は、養成施設の修学期間中及び返還の猶予中は無利子とする。

(返還)

第5条 乙又は丙は、実施要領第20の1に該当するに至ったときは、その日から起算して14日以内に「介護福祉士修学資金等返還届」を甲に提出するものとする。

2 甲は、実施要領第16により返還猶予の申請があり、これを承認したときには、申請のあった期間について返還を猶予することができる。

3 乙又は丙は、実施要領第20の3による場合は、甲の指定する期日までに一括により返還するものとする。

4 甲は、実施要領第14の2及び3又は第20の1から3による場合であって、乙又は丙が正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

5 前項に規定する延滞利子の計算については、年365日として計算するものとする。

6 第4項により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(借受人の義務)

第6条 乙は、貸付けた修学資金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われるまでの間、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を直ちに甲に届け出なければならない。

(1) 乙の住所、氏名、勤務先に変更があったとき。

(2) 乙が修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

- (3) 乙が休学、停学、復学、転学又は退学したとき。
  - (4) 乙が留年したとき。
  - (5) 乙が卒業したとき。
  - (6) 乙が介護福祉士又は社会福祉士の登録簿に登録したとき。
  - (7) 修学資金の貸付を辞退するとき。
  - (8) 乙が介護又は相談援助業務等の業務に従事したとき又は退職したとき。
  - (9) 丙の氏名、住所、職業、その他の重要な事項に変更があったとき。
- 2 乙が死亡したときは、乙の親族又は丙は、事実を証明する書類を添えてその旨を直ちに甲に届け出なければならない。
- 3 前項による届出は、貸付けた修学資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。  
(連帯保証人の義務)

第7条 丙は、本契約により生じる乙の一切の債務について保証し、乙と連帯して貸付金の返還債務を負担するものとする。

- 2 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに甲に届け出なければならない。
- (1) 乙が死亡し、又は所在が不明となった場合。
  - (2) 丙の届出事項、その他重要な事項に変更があったとき。
- (貸付の休止及び貸付契約の解除)

第8条 甲は、乙が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を行わないものとする。  
この場合、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸付されたものとみなす。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙との貸付契約を解除するものとする。
- (1) 養成施設を退学したとき。
  - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込がなくなると認められるとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
  - (4) 休学又は停学の期間が1年を超えるとき。
  - (5) 修学資金の貸付を辞退したとき。
  - (6) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
  - (7) 死亡したとき。
  - (8) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- (契約の終了)

第9条 本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。

- (1) 乙又は丙が、第5条による修学資金の返還を完了したとき。
- (2) 甲が実施要領第17の1及び4により返還債務の免除を行ったとき。

(費用負担)

第10条 修学資金の貸付に係る書類の収集及び印紙代、修学資金の返還に係る金融機関等の振込手数料等の経費は乙が負担するものとする。

(管轄裁判所の合意)

第11条 本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第12条 本契約の各条項に関し、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(令和元年5月7日付け厚生労働省発社援 0507 第3号厚生労働事務次官通知)及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」(令和元年5月7日付け社援発 0507 第1号厚生労働省社会・援護局長通知)、又は福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領に変更がある場合は、従前の実施要領によるものとする。

- 2 本契約書の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約書に定めのない事項については、



「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（令和元年5月7日付け厚生労働省発社援 0507 第3号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（令和元年5月7日付け社援発 0507 第1号厚生労働省社会・援護局長通知）、又は福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領によるものとする。

3 乙及び丙は、本契約書に記載した個人情報について、本修学資金の貸付に必要な範囲で利用し、第三者に提供することに予め同意するものとする。

本契約が成立したことを明らかにするため、本契約書を2通作成し、甲乙がそれぞれ1通を保持するものとする。

割印

年 月 日

(甲) 住 所 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地  
氏 名 社会福祉法人福島県社会福祉協議会  
会 長 ○ ○ ○ ○  
電話番号 024-523-1251

(乙) 住 所  
氏 名 印  
電話番号

(丙) 住 所  
氏 名 実印  
電話番号

割印

注) 借受人(乙)は認印、連帯保証人(丙)の印鑑は「実印」を押印し、印鑑証明・1部(決定通知の日付から3か月以内に発行されたもの)を添付してください。

## 誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

私は、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領の規定に従い、養成施設を卒業し、福島県内において介護又は相談援助業務等に従事することを誓約します。

(借受人) 住 所

氏 名

印

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務の一切を連帯して負担します。

(連帯保証人) 住 所

氏 名

実印

(様式7)

## 介護福祉士修学資金等送金口座 ( 申込 ・ 変更 ) 申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ( )		
住 所	〒 -		
フリガナ	生年月日		
氏 名	印		年 月 日 ( 歳)

私は、次のとおり修学資金送金口座を ( 申し出 ・ 変更を申し出 ) ます。

### 【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

振込先	(金融機関等の名称)				(支店名称)				
	口座の種類	1:普通預金				2:当座預金			
	口座番号 (左づめ)								
口座名義	フリガナ								

### 【ゆうちょ銀行】

振込先	(金融機関等の名称)				(店名称) ※漢数字で記入				
	ゆうちょ銀行				店				
	口座の種類	1:普通預金 (総合口座・通常預金)				2:貯蓄預金 (通常貯蓄預金)			
口座番号 (左づめ)									
口座名義	フリガナ								

【備考】口座名義は原則借受人名義とする。

通帳のコピー (名称・支店名・口座名義等が記載されている部分) を添付すること

## 介護福祉士修学資金等貸付に伴う個人情報の取扱いに関する同意書

社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「福島県介護福祉士修学資金等貸付」（以下「修学資金」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年 11 月、個人情報保護委員会）に基づいて、「福島県社会福祉協議会個人情報保護規程」及び「福島県社会福祉協議会におけるコンピュータ情報システムの運用管理に関する規程」により運用します。

### 記

#### 1. 個人情報の利用目的

修学資金の適正、かつ、円滑な運用を図るため、修学の状況及び学業の状況、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得状況、就労の状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を取得し、利用します。

#### 2. 個人情報の利用

修学資金の貸付に係る事務を掌るため、上記 1 の範囲内で県社協の担当職員が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲内において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- (1) 高等学校又は大学、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等貸付の申込・決定、返還猶予・免除等に関わる業務を遂行するため、借受人（連帯保証人、家族、その他の関係者を含みます。以下、同じ。）の情報全般について提供します。
- (2) 他の都道府県社会福祉協議会  
重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人の情報及び県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。
- (3) 市区町村行政等の機関  
居住地等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために、転入出先の市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。
- (4) 各種金融機関  
修学資金の交付に関する払込、修学資金の返還に伴う口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行います。
- (5) その他の関係機関  
修学している（予定を含む）学校、又は勤務先等に対して、事実確認のために情報の提供をし、又は情報の提供を受けます。

#### 3. 利用目的外の利用の制限

本事業を通して収集した個人情報については、上記 2 による場合を除き、あらかじめ本人の同意なく第三者への提供は行いません。

ただし、下記の例による場合など、県社協規程に基づく場合に限り、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者へ個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令又は条例の規定に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合。

(3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、その事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

#### 4. 個人情報の管理

(1) 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し個人データとして本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい、滅失、き損のないように努めます。

(2) 個人データを管理する情報システムについては、県社協のシステム管理者が、コンピュータを使用する業務及びその業務担当者について管理しています。

また、コンピュータの保守について委託している業者との間で個人情報の保護について定

めた条項を含む契約を結んでいます。

(3) 修学資金の貸付に関わる個人情報については、修学資金の返還が完了した月が属する年度、又は免除（裁量免除を含む）を受けた年度から起算して5年が経過した時点で、破棄又は削除します。

#### 5. 保有個人データの開示等

県社協の個人情報保護規程による保有個人データについて、その開示の申し出が書面又は口頭によりされた場合には、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をします。

ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、県社協の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には開示しません。

#### 6. 苦情対応窓口

県社協は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときには迅速・適切に対応します。

もし、修学資金の貸付について苦情がある場合には、下記の苦情受付担当者までお申し出ください。

(苦情受付担当者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会施設支援課長

(苦情解決責任者) 社会福祉法人福島県社会福祉協議会事務局長

住所 〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111 番地

電話 024-523-1256 FAX 024-521-5663

電子メール [shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp](mailto:shisetsu@fukushimakenshakyō.or.jp)

**【同意書】** ※申請者及び連帯保証人ともに提出してください。

各項目について理解・同意いただける場合には□内にチェックを入れ、自署・押印してください。

私は、本書により貴会における個人情報の取扱いについて理解しました。

私は、修学資金の借入に伴い、申請書などの提出書類に記載した個人情報について、本書及び福島県社会福祉協議会の規程に基づいて取り扱われることに同意します。

年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 介護福祉士修学資金等借用証書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

借受人番号			
養成施設名			
借受人の住所 (連絡先)	〒 -	電 話	
フリガナ	生年月日		
氏 名	印	年 月 日 ( 歳)	

私は、修学資金の借受人として、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領及び介護福祉士修学資金等金銭消費貸借契約書を承知し、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、福島県内の福祉施設等で従事することを誓約します。

上記の誓約に反した事項が発生したときは、貸付を受けた修学資金を返還します。

月 額		円
	(内、生活費加算)	円
借用期間	年 月～ 年 月までの	月
入学準備金		円
就職準備金		円
受験対策費		円
借用金額合計		円

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が貸付条件を履行しない場合は、その債務の一切を負担し弁済することを確約いたします。

- (備考)
- 1 連帯保証人は、申請書に記載された方と同一の方となります。
  - 2 借受人は「認印」、連帯保証人は「実印」を押印し、印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。

# 在 学 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 所 在 地

借受人番号

氏 名

㊞

下記のとおり在学状況を、届け出ます。

記

生徒氏名	課 程	学年	在学状況	休学・停学期間中の場合はその開始期日又は復学期日
	介護福祉士 社会福祉士		修学中・休学中・停学中	

注) 養成施設等の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

養成施設の住所

学校・施設長名

㊞

## 介護福祉士修学資金等返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領に基づき、貸付を受けた修学資金の返還について、返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	所在地		
	養成施設名		
	卒業等年月日	年 月 日 ( 卒業 ・ 中退 )	
借入金額	円		
借入金額の 内訳	修学資金 (月額)	円 ( 年 月 ~ 年 月まで)	
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
	国家試験受験対策費	円	
	生活費加算 (月額)	円 ( 年 月 ~ 年 月まで)	
返還猶予 申請額	円 (貸付を受けた総額)		
返還猶予 申請期間	年 月 ~ 年 月 まで		( 年 月間)
申請理由 (該当項目 を○印で囲 んでくださ い。)	1 県内で介護・相談援助業務等に従事 2 在学中 (養成施設等名: ) 3 被災 (具体的理由: ) 4 心身の故障 (具体的理由: ) 5 その他 (具体的理由: )		
理由発生 年月日	年 月 日		

注) 申請理由が確認できる書類を添付すること。(業務従事届 (様式 12)、在学証明、罹災証明、診断書、休職証明等)



## 業務従事届

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

下記のとおり、業務に従事（予定）していることを届出ます。

借受人番号		
住 所	〒 -	
氏 名		
業務 従事先	所在地及び電 話番号	〒 - 電話 ( )
	施設種別	
	施設名	
	職 種	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
	実働時間 実働日数	時間/週 日/月
勤務開始（予 定）年月日又は 勤務期間	年 月 日～ 年 月 日	
勤務中断期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者名

公印



## 介護福祉士修学資金等返還免除申請書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領に基づき、貸付を受けた修学資金について、返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		借受人氏名	
借受時の 養成施設	養成施設名		
	卒業等年月	年 月 日 ( 卒業 ・ 中退 )	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
借用金額の 内訳	修学資金 (月額)	円 ( 年 月 ~ 年 月 まで )	
	入学準備金	円	
	就職準備金	円	
	国家試験受験対策費	円	
	生活費加算 (月額)	円 ( 年 月 ~ 年 月 まで )	
返還免除 申請額	円		
申請理由 (該当項目 を○印で囲 んでくださ い。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県内の指定施設で所定の年数 (2年・3年・5年) 以上、介護・相談援助業務等に従事した</li> <li>2 国の指定された施設で5年以上、介護・相談援助業務等に従事した</li> <li>3 心身の故障 (診断書等、その状況が確認できる書類を添付)</li> <li>4 県内の指定施設において、修学資金の貸付を受けた期間以上、介護・相談援助業務等に従事した</li> <li>5 その他 (以下にその理由を記入してください。)</li> </ol>		
勤務先及び 業務従事 状況	(勤務先名)	(業務従事状況)	
		年 月 日 ~	( 年 月 )
		年 月 日まで・現在	
		年 月 日 ~	( 年 月 )
		年 月 日まで・現在	
		年 月 日 ~	( 年 月 )
	年 月 日まで・現在		

注) 申請理由の1、2及び4の場合は、直近の勤務先の「業務従事届」(様式12)を添付すること。

(様式 15)

福 社 協 発 第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 介護福祉士修学資金等返還免除申請結果通知書

このたび申出のありました福島県介護福祉士等修学資金等の返還免除申請については、下記のとおり決定されましたので、通知します。

借受人番号		審査結果	1 決 定
借受人氏名			2 否 決
借用期間	年 月 から 年 月まで ( 年 月)		
返還免除 申請額	円	返還金額	円
返還免除 決定額	円		
返還免除の 否決理由			
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12月 × 年) = 円 ※均等払により生ずる端数は初回の返還時に加算します。 2 一括返還 本会指定口座へ送金		
返還期限	月額払い ⇒ 毎月15日 指定口座より自動引落し 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金 (送金手数料は別途負担ください。) ※金融機関が休業日にあたる時は、その翌営業日。 返還が遅延した場合は「延滞利子」(返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ、年3%の割合)を徴収します。		
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義		

## 介護福祉士修学資金等返還届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領に基づき、貸付を受けた修学資金について、下記のとおり返還いたします。

借受人番号		借受人氏名	
借用期間	年 月 日～	年 月 日	
借用金額	円 (貸付を受けた総額)		
返還金額	円 (返還免除額 円)		
返還方法	1 月 賦 ( 回払い) 2 一 括 ※養成施設を卒業し、福島県内で介護福祉士等の業務に従事した事実がある場合や、疾病等により業務に従事できなくなった場合のみ、月賦による方法の選択が可能です。		
	(残額の一括返還 → 一括返還金額 円)		
返還期間	年 月 日～	年 月 日	
返還理由 (該当項目を ○印で囲んで ください。)	1 辞退・退学・進路変更 2 介護・相談援助業務等に従事しなくなった 3 県外で就労することになった 4 業務外の事由により死亡、又は心身の故障により業務に従事できなくなった (証明する書類を添付のこと) 5 その他 (以下に記入してください。)  		

注) 返還期間中に、残額を一括返還したい場合は本様式を使用し、以下のとおり記入し、一括返還したい月の1か月前までに福島県社会福祉協議会に提出してください。  
→「返還方法」の「残額の一括返還」の欄にその金額を記入し、本会所定の口座に送金してください。

(様式 17)

福 社 協 発 第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
福島県社会福祉協議会長

### 介護福祉士修学資金等返還通知書

あなた様に貸し付けております介護福祉士修学資金等については、下記のとおり返還となりますので、通知します。

なお、振込手数料は、別途ご負担いただくこととなります。また、返還が遅延した場合は「延滞利子」（返還期限の翌日から返還の日までの延滞日数に応じ年3%の割合。）を徴収しますので、留意してください。

借受人番号		
借受人氏名		
借用期間	年 月 から 年 月まで ( 年 月)	
返還免除 申請額	円	返還金額 円
返還免除 決定額	円	
返還期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
返還方法	1 月賦の場合 (月額 円) × (12月 × 年) = 円 ※均等払により生ずる端数は初回の返還時に加算します。 ※返還届に記載された「月賦」返還が可能な場合のみ対象。 2 一括返還 本会指定口座へ送金 (※下欄の送金口座に送金ください。)	
返還期限	1 月額払い ⇒ 毎月15日 指定口座より自動引落し (※所定の振替用紙を送付しますので、記名・押印し速やかに本会に提出してください。) 2 一括返還 ⇒ 年 月 日まで下記口座に送金してください。 ※金融機関が休業日にあたる時は、その翌営業日。	
送金口座	①金融機関名 ②支店名 ③預金種類 普通・当座 ④口座番号 ⑤口座名義	

## 介護福祉士修学資金等貸付借受人異動事項等届出書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電話番号  
借受人との関係

印

福島県介護福祉士修学資金等貸付の借受人届出事項について、変更等があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		
借受人氏名	(旧)	(新)
住 所	(旧) 〒 -	(新) 〒 -
電話番号（携帯 電話を含む）	(旧)	(新)
死亡・所在不明	年 月 日（確認できる証明書等の写しを添付）	
勤務先 （従事業務の異 動、退職又は転 職など）	旧・勤務先名 旧・勤務先の種別 及び従事業務 旧・勤務先住所 〒 及び電話番号 退職期日（ 年 月 日）	
	新・勤務先名 新・勤務先の種別 及び従事業務 新・勤務先住所 〒 及び電話番号 転職期日（異動日 年 月 日）	
その他 （上記の理由）		

注) 死亡の場合、除籍証明書（又は死亡診断書の写し）を添付すること。  
退職した場合は離職証明、転職した場合は雇用通知の写しを添付すること。

介護福祉士修学資金等・貸付停止・再開・辞退届  
(休学・停学・退学・復学等)

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(届出者) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

下記の事項について届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
届出事項	貸付停止 ・ 貸付再開 ・ 貸付辞退 ・ 貸付期間の延長		
届出理由 ※1年以上の 休学はでき ません。	1 養成施設の休学・停学（その期間→ ） 2 養成施設の退学 3 養成施設の留年（理由と事実を証明する書類を添付してください。） 4 養成施設への復学 5 転学・進路変更（転学・進路変更内容を記載してください。） 6 その他（理由を以下に記載し、その事実を証明する書類を添付してください。）		
休学・停学期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
退学・復学・転学 をした期日	年 月 日（退 学・復 学・転 学）		
借受人と届出者 との関係			
届出事項の 発生年月日	年 月 日		

注) 提出理由の1～5の場合は、養成施設の長の証明を受けること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称  
養成施設の住所  
学校・施設長名

印



# 卒 業 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

介護福祉士養成学校・施設または社会福祉士養成施設を卒業したので届出ます。

借受人番号	卒業年月	種 別	資格取得の状況
	年 月	介護福祉士・社会福祉士	取得・未取得
(就職状況の分かる書類(就職内定通知等の写し)を添付) ※実際の業務に従事した場合は「業務従事届」(様式 12)も後日、提出すること。			

注) 養成施設の長の証明を受けること。

注) 介護福祉士又は社会福祉士登録簿に登録したときは、速やかに「資格取得届」を提出すること。

上記のとおり相違ないことを証明します。

養成施設の名称

養成施設の住所

学校・施設長名

印

## 資 格 取 得 届

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

私は、下記の資格を取得したので届出ます。

借受人番号	国家試験合格年月	国家試験合格種別
	年 月	介護福祉士・社会福祉士

注) 介護福祉士、又は社会福祉士登録簿に登録した後、登録証の写しを添付し、速やかに提出すること。

# 介護福祉士修学資金等貸付連帯保証人届出事項変更書

年 月 日

社会福祉法人福島県社会福祉協議会長 様

(借受人) 住 所  
氏 名  
電話番号

印

福島県介護福祉士修学資金等貸付の連帯保証人届出事項について、変更があったので下記のとおり届出ます。

借受人番号		借受人氏名	
フリガナ			
連帯保証人氏名			
変更前の住所	〒 -	変更前の電話番号	
変更後の住所	〒 -	変更後の電話番号	
勤務先	名 称 :	職 種	
	〒 - 所在地 : 電話 ( )		
変更後の勤務先	名 称 :	職 種	
	〒 - 所在地 : 電話 ( )		
変更理由			

# 介護福祉士修学資金等法人保証申込書

年 月 日

## ①法人基本情報

フリガナ					
名称					
フリガナ					
代表者	役職	氏名	代表者 公 印		
所在地	〒				
代表電話			代表FAX		
HPアドレス				総職員数	名
設立年月日		資本金		決算時期	
実施事業種別					
事業所所在地域					

## ②財務状況 ※直近年度を含めた過去2年間分

資産負債状況 【貸借対照表】		直近年度の決算	直近年度の前年度の決算
	資産合計		
負債合計			
差 額			
※2年間すべて黒字であること			
流動比率 【貸借対照表】 直近年度の決算	流動資産	流動負債	
	□	÷ □	= □ %
自己資本比率 【貸借対照表】 直近年度の決算	純資産の部合計	負債及び純資産の部合計	
	□	÷ □	= □ %
連帯保証可能金額	円 (流動資産－流動負債) × 20%の金額		
本資金の債務累積額	円 ( 名分)		
今年度連帯保証希望金額	円 ( 名分)		

## ③連絡先

担当者					
住所	〒				
TEL		FAX		メール	

## 法人保証承諾書

年 月 日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

法人所在地 〒

法人名

法人代表者名

印

当法人は、福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要領に基づき、下記の貸付の連帯保証人となることについて承諾し、その返還について連帯して債務を負担することを誓約します。

資金の種類	介護福祉士修学資金	
申請者氏名		
貸付金額（借入希望金額）	円	
申請者との関係 ※いずれかに○	<input type="checkbox"/>	申請者が在学する介護福祉士養成施設を運営する法人
	<input type="checkbox"/>	申請者が介護業務に従事する（内定含む）施設等を運営する法人
理事会開催予定日	年	月 日
議事録提出予定日	年	月 日

## 勤務証明書（法人保証）

年 月 日

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会長 様

法人所在地 〒

法人名

法人代表者名

印

下記の者は、次のとおり当法人で [ 勤務 ・ 勤務内定 ] していることを証明します。

勤務（内定）者名	
法人名	
施設・事業所名	
施設・事業所所在地	〒 電話 ( )
施設・事業所種別	
職 種	
雇用開始日	年 月 日
雇用形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤
実働時間・実働日数	時間／週 ・ 日／月